**倉真地区まちづくり協議会 規約**

（名称）

第１条　本会は、倉真地区まちづくり協議会（以下「本会」）という。

（事務局）

第２条　本会の事務局は、掛川市倉真３８０８番地の１　倉真地域生涯学習センター内に置く。

（目的）

第３条　本会は、掛川市協働によるまちづくりの推進に関する条例に基づく地区組織として、住み良い環境づくり、地域の活性化を目指したまちづくりの推進を図ることを目的とする。

（構成組織）

第４条　本会は、倉真地区の自治会をはじめとした地域団体及び住民グループ、地域の機関及び地域の企業等により組織する。

（事業）

第５条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）倉真地区まちづくり計画の策定

（２）まちづくり計画の実現に向けた協働事業の推進

（３）各種地域団体等の活動の総合調整

（役員）

第６条　本会に次の役員を置く。

（１）会長　１名

（２）副会長　1～2名

（３）理事　２０名以内

（４）事務局長　１名

（５）監事　２名

（役員の任務）

1.

　　１　会長は、本会を代表し、本会の運営を総括する。

　　２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

　　３　理事は、理事会を組織し、本会の事業達成のための企画運営にあたる。

　　４　事務局長は、本会の事務及び会計を総括する。

５　監事は、本会の庶務会計を監査する。

（役員の選任）

1.

　　１　会長は、区長会長本人または区長会長が指名した者がこれを務める。

　　２　副会長は、会長が指名した者がこれを務める。

３　理事は、各区区長、地区福祉協議会長、財産区議長、倉真報徳社代表

　民生児童委員代表、農協理事、協議会事業部長等により構成し、総会に

　おいて選任する。

４　監事は、本会の役員以外の構成員から総会において選任する。

（役員の任期）

1.

　　１　役員の任期は２年とし、再任を妨げない。

２　団体等からの役職者については、当該団体等の役職任期の期間とする。

（総会）

1.

１　総会は、構成団体等から選出された代議員をもって構成する。代議員

　　の定数は６０人以内とし、別表に定められた者を持って充てる。

２　総会は、会長が招集し、事業計画、予算、決算をはじめ本会の重要事

　　項を審議する。

３　総会は、代議員の２分の１以上の出席（委任状を含む）をもって成立

　　し、出席者の過半数の賛成をもって決する。

　　４　総会の議長は、代議員の中から選出する。

　　５　総会は、公開を原則とする。

（理事会）

1.

　　　　　　１　理事会は、会長が招集し、本会の企画運営にあたる。

２　理事会の議長は、会長が務める。

（部会）

1.

　　　　　　１　本会の事業を推進するため、本会に部会を置くことができる。

　　 ２　部会に関し必要な事項は、会長が理事会に諮り定める。

（経費）

第13条　本会の経費は、市の交付金及び補助金、地区助成金、その他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第14条　本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

（規約の改正）

第15条　この規約の改廃は、総会の議決を経て行う。

附則　この規約は、平成30年　６月　１日から施行する。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 団体・役職等 | 代議員数 |
| 各区副区長、会計 | １４人 |
| 専任自主防災会長 | 　２ |
| センター専門部長含む　交通安全協会分会長食育推進協議会代表保健委員代表 | 　６ |
| まちづくり協議会事業部長含む 子育て支援施設代表　学童保育所代表 | 　９ |
| 小学校長 | １  |
| 　小・中学校PTA代表 | ２ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 団体・役職等 | 代議員数 |  |
| 民生児童委員 | 　２ |  |
| 消防団分団長 | １ |  |
| 倉真報徳社代表 | １ |  |
| 温泉組合・大工組合 | 　２ |  |
| 鳥獣被害対策協議会 | 　１ |  |
| 　地区内NPOの代表 | 　２ |  |
| 　倉真駐在所 | 　１ |  |
| 地区内企業の代表 | 　３ |  |
| 各区シニアクラブ代表 | 　２ |  |
| 各区祭青年代表 | 　６ |  |
| 各スポーツ少年団代表 | 　２ |  |
| その他理事会が認める団体 | 　１ |  |